

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	寝屋川市石津元町15番地先 (一般国道170号 石津跨道橋下)	交通 機関	京阪本線 香里園駅 南西約1,800m	最低 占用料 (年額)	490,410円/年	占用期間	5年
6								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積 486.66 m ²				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府枚方土木事務所及び大阪府寝屋川警察署と協議し、許可を得てください。アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府枚方土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府枚方土木事務所 管理課 電話 072-844-1331(代) 大阪府寝屋川警察署 交通課 電話 072-823-1234(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水柵等へは流さないでください。排水等の処理については、寝屋川市と協議してください。 (お問い合わせ先) 寝屋川市上下水道局 経営総務課 電話 072-824-1181(代)</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府枚方土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府枚方土木事務所 管理課 電話 072-844-1331(代) 関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081(代)</p> <p>6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。</p>			
接面道路 の状況	北東側：国道幅員 = 約9.2m 舗装 有 ・ 高低差 無 南西側：国道幅員 = 約9.2m 舗装 有 ・ 高低差 無							
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	近隣商業地域					
		地域地区	準防火地域					
		建ぺい率	80%	容積率	300%			
その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 (一般国道170号区域内) ・ 消防法 							
	その他条件							
・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	寝屋川市上下水道局 経営総務課 072-824-1181				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141					
	有	無						
公共 下水道	本管	引込管	寝屋川市上下水道局 経営総務課 072-824-1181					
	有	無						

(裏面へつづく)

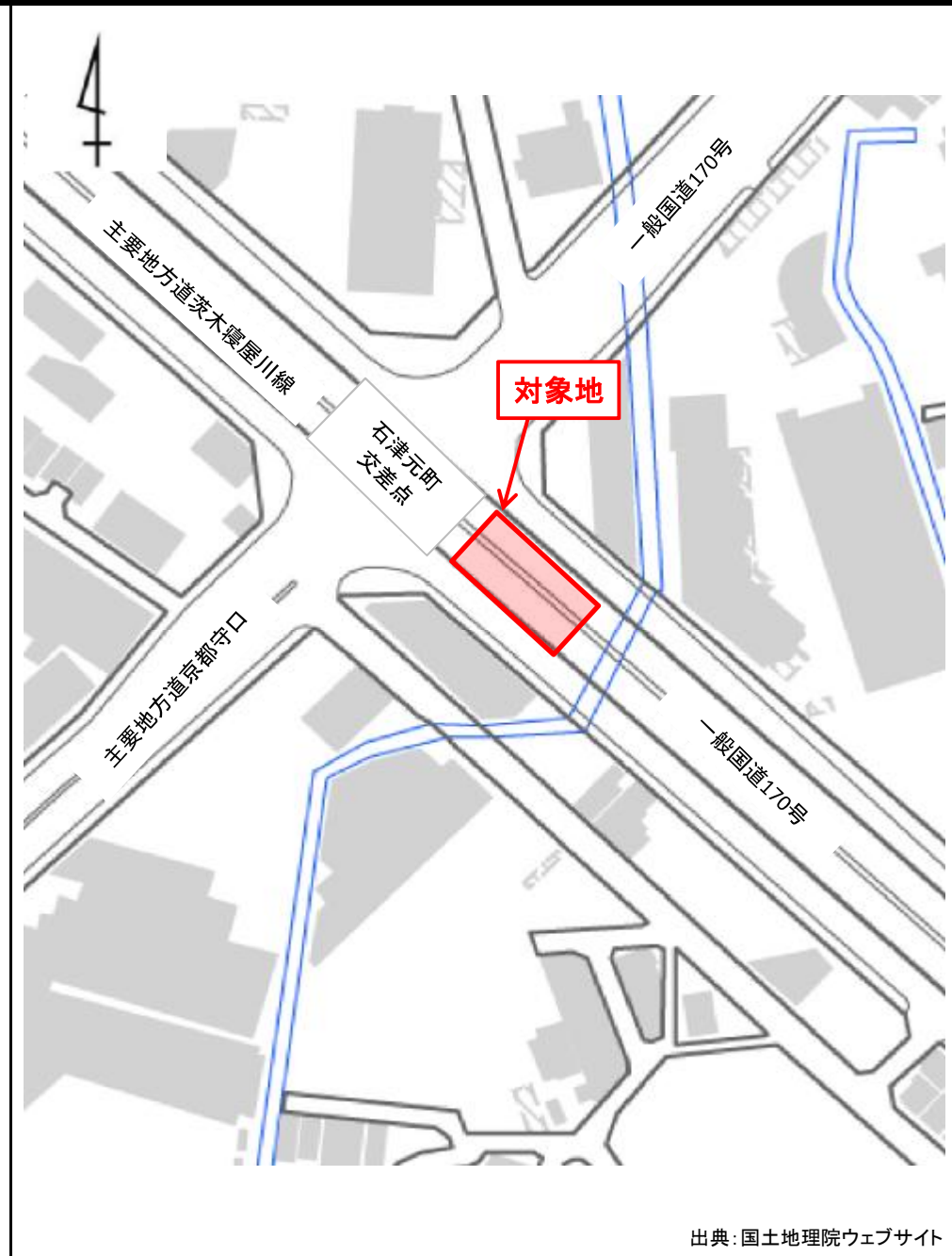
特記事項

- 7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- なお、橋梁点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府枚方土木事務所と協議してください。
- (お問い合わせ先)
大阪府枚方土木事務所 維持保全課 電話 072-844-1331(代)
- 8 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第6号)

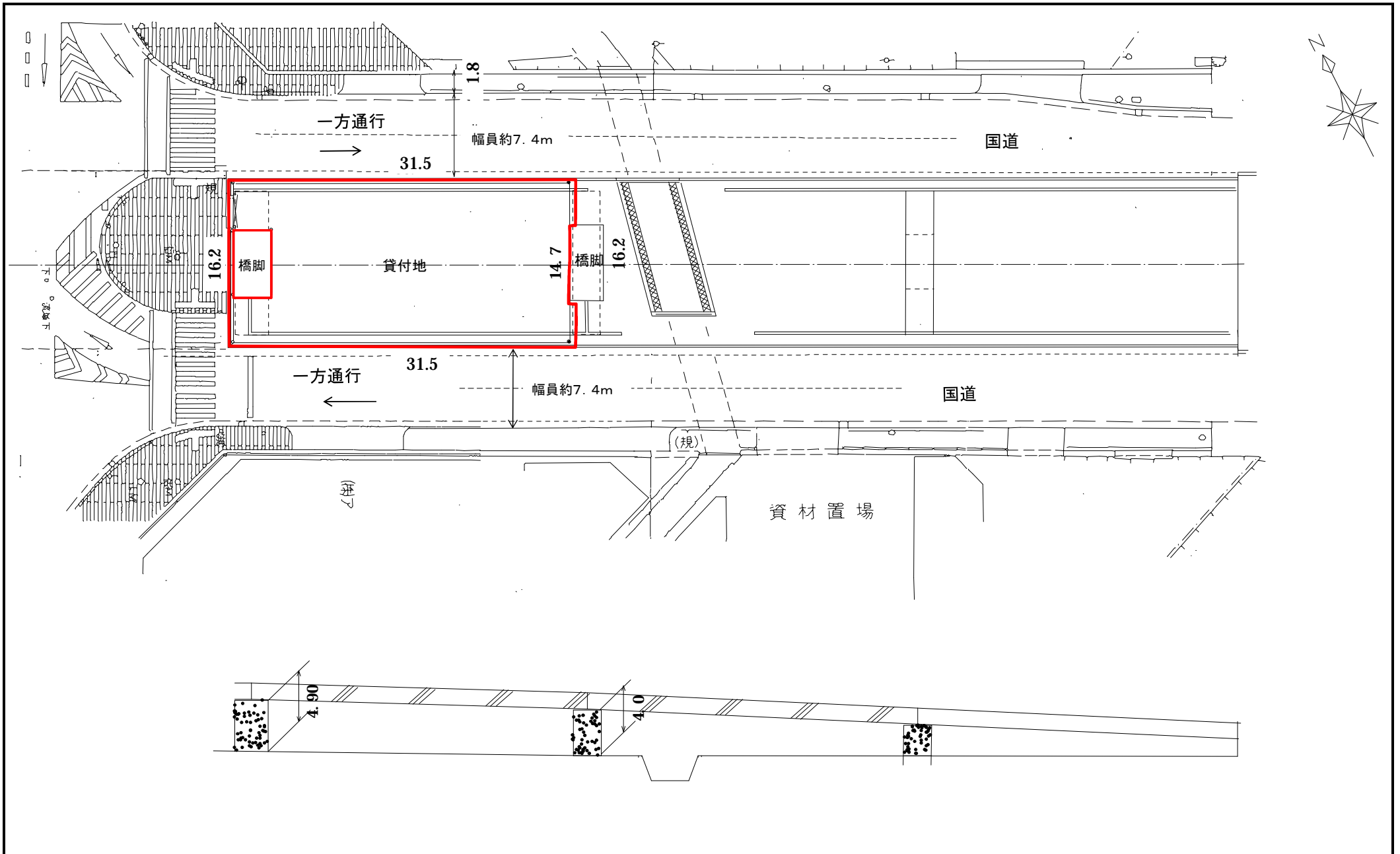


出典:国土地理院ウェブサイト

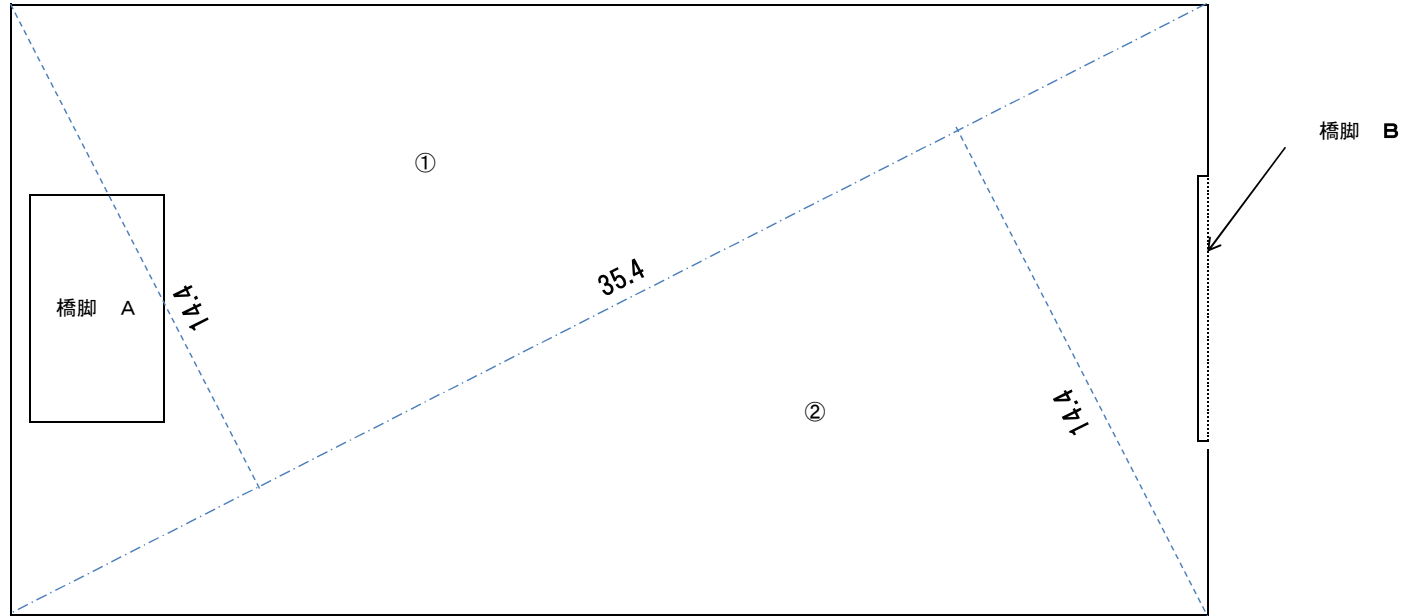


出典:国土地理院ウェブサイト

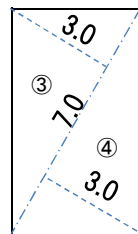
(2) 平面図(物件番号:第6号)



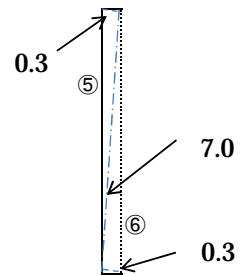
(3) 丈量図 (物件番号 : 第6号)



橋脚 A



橋脚 B



番号	底辺	高さ	倍面積
①	35.4	14.4	509.76
②	35.4	14.4	509.76
③	7.0	3.0	-21.00
④	7.0	3.0	-21.00
⑤	7.0	0.3	-2.10
⑥	7.0	0.3	-2.10
計			973.32
面積			486.66